

令和7年第9回（9月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月30日（火） 午後2時35分開会
午後3時32分閉会

- 2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3－2

- 3 出席者

教育長	鵜田 道雄	教育長職務代理者	中村 伸子
委員	高野 隆晃	委員	若林 洋子
委員	石井 正己		

- 4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 （教育総務課長）	近藤 英明
教育部参事 （学校教育課長）	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	教育総務課副参事	浦邊 宜文
教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 令和7年度袖ヶ浦市教育委員会表彰について

議案第2号 袖ヶ浦市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の

制定について
議案第3号 袖ヶ浦市指定文化財の指定について

日程第5 報告

報告第1号 令和8年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書について

日程第6 その他報告

(1) 令和7年第3回(8月招集)袖ヶ浦市議会報告について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和7年第8回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

石井委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・部長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第2号 袖ヶ浦市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第 2 号について事務局の説明を求めます。

(教育部参事 (学校教育課長))

18 ページでございます。議案第 2 号袖ケ浦市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、袖ケ浦市立小学校及び中学校管理規則 (昭和 46 年教育委員会規則第 6 号) の一部を改正したいので、袖ケ浦市教育委員会行政組織規則 (昭和 46 年教育委員会規則第 5 号) 第 5 条第 2 号の規定により、袖ケ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、学校職員の負担軽減及び業務の効率化を図るため、すでに卒業証書台帳が校務支援システムにより電子化されていること、また、全国的に法的に必要なもの以外の押印廃止の流れを踏まえ、卒業証書に押されていた契印を廃止することから、該当様式である様式第 2 号を整理し契印部分を削り、併せて字句修正をするものであります。

様式の改正前と改正後と比較していただくのが一番分かりやすいかと思いますので、21 ページと 22 ページに目を移していただければと思います。

今回の改正内容ですが、様式の左上部分の契印でございます。契印は、俗に言う割り印というものでございます。学校には卒業生台帳というものが整えてございまして、その卒業生台帳に、この卒業証書との割印を押印するというのが慣例になっております。

これは、卒業証書という偽造が許されないものについて、偽造を防ぐという意味で、昔ながらの割り印という手法が使われてきたところでございます。

ですが、提案理由で申し上げたように、そもそも卒業証書の卒業生台帳が電子化されてデータ保存になっているということに加え、この契印の法的根拠はございません。

また、デジタル化に伴い関連性を印鑑で照合するという必要性が薄れたこと、契印の有無で卒業証書の有効性には全く支障がないこと、これらの理由などから、色々な自治体や大学などでも契印廃止という流れがございまして。

県内で大まかに調べてみたところ、既に契印がない自治体は、千葉市、東金市、船橋市、大網白里市、浦安市。契印がある様式の自治体は、我孫子市、木更津市、君津市、銚子市、柏市、成田市、香取市でして、まだ契印がある自治体が多い印象ですが、契印がない自治体も出てきたところです。

当市としては、契印の法的根拠がなく、必要性がないということであれば、様式から削ることで学校の負担軽減を図ることができると考えております。

もう一点の改正点は句点です。21 ページの改正前の様式で「これを証します。」とあり、句点である丸を削除するものです。

一般的に賞状などの賞賛するものは、卒業証書なども含めて句読点がないことが常識的なところでありまして。

実は運用上、学校では句点をつけておりませんが、様式上は残っているものです。これは誤りで残っているものではなく、そもそも地方教育行政の組織及び運営に関

する法律において、学校管理規則は市町村毎に設置者が考え決めることになっておりますが、参考となるモデル規則を県の教育長協議会が作成し広く示しているのですが、このモデル規則に句点がついており、各市町村が参考に管理規則を定めたため、句点がついた状態となっている経緯のようです。

そのようなことから、運用上は句点をつけておりませんが、この改正に合わせて整理するべきであると考え、今回、併せて句点の削除も行うものでございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(教育長)

議案第2号について賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第3号 袖ヶ浦市指定文化財の指定について

(教育長)

議案第3号について事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長)

議案第3号袖ヶ浦市指定文化財の指定について、ご説明いたします。

定例会資料23ページ、参考資料6ページをご覧ください。

せんじゅかんのんぼさつりゅうぞう

みょうけんぼさつりゅうぞう

千手観音菩薩立像、及び妙見菩薩立像を袖ヶ浦市指定文化財に指定したいので、

袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則（昭和46年教育委員会規則第5号）第5条第17号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、千手観音菩薩立像および妙見菩薩立像について、袖ヶ浦市文化財審議会からの答申を受け、袖ヶ浦市指定文化財に指定しようとするものでございます。

資料24ページをご覧ください。

1点目の指定文化財の名称は千手観音菩薩立像。員数は1躯、種別は有形文化財（彫刻）、所在地は*****、所有者は***となっております。指定理由につきましては次ページに記載のとおりでございます。

2点目の指定文化財の名称は妙見菩薩立像。員数は1躯、種別は有形文化財（彫刻）、所在地は*****、所有者は***となっております。指定理由に

つきましては、こちらも次ページに記載のとおりでございます。

参考資料 6 ページをご覧ください。こちらには、市の文化財指定に関する条例の抜粋を記載しております。また 13 ページ以降に文化財審議会の答申書の写しを掲載しております。

(教育長)

議案第 3 号について委員に質疑を求めます。

(高野委員)

参考資料 14 ページと 21 ページの同意書の住所欄が、住職の居住地が記載されており、この住所は***の住所ではありません。この住所欄の記載は、***の所在地の**で記載するもので、これは同意書としては成り立たないのではないのでしょうか。

の同意書なので、の代表役員の氏名に間違いはないのですが、住所欄に住職の居住地を記載するのはいかなるものでしょうか。

(教育長)

住職は、***代表役員という肩書きを持ち、住所欄に記載の場所に居住されておりますが、前の文書において仏像そのものは***の所有で**にあると読み取れます。

(高野委員)

そうでしょうか。私が寺の代表として記載する場合ですと、お寺の住所を記載するようにしています。

住所欄が、住職の居住地となっており、お寺の所在地という部分が気になった点です。

(生涯学習課長)

記載方法を確認し、必要があれば修正いたします。

(高野委員)

確認していただいて、修正の必要があれば修正してもらえば良いかと思えます。

(生涯学習課長)

はい。ありがとうございます。

(高野委員)

文化財の指定は、***から文化財として指定してほしいという要請があったものではなくて、調査の結果、文化財に指定しようと思いますが、どうしますかというような話をする中で、この同意を得たということでしょうか。

(生涯学習課長)

市で、文化財として指定した方が良いと思われる物については調査させていただいて、その中で説明をし、同意を得て、指定するように進めております。

(高野委員)

私は、この議案については賛成です。

しかし、お寺側で盗難事件が多いことが問題になっています。文化財の指定を受けると、お寺の保管に対する責任が増します。

無住のお寺ですと、久しぶりに厨子を開けたら、本尊がなかったということが実際に起こっていることもあるようです。文化財指定をすると、こういう情報が流れ、事件性を危惧する声も聞くことがあります。それでいて、防犯カメラを設置しても、市からの助成が特になく、文化財として指定しましたよというだけで、その後の管理をどうするかという問題が出てきた時に、文化財としての管理についてなどのアドバイスのようなものだったりしないのでしょうか。

たくさんのリストがあり、仏像等が多くありますけれど、それが今現在どうなっているかという調査は、何年かに 1 回は行っているかと思います。その場合、防犯の観点から、適切に管理されているか、されていなかった場合に、防犯カメラや防犯警備などの対策に補助が出ると、お寺側としては管理しやすくなるのですが、自治体の予算的には難しいと思います。市の文化財を守っていく意味では、ある程度そういう意識で取り組んでいただければと思います。

今、博物館で管理している物もあると思いますが、延命寺の曼荼羅などは博物館で管理されており、腐食等に対しても適切な湿度管理をされていると思います。この妙見菩薩も朽ちてきているというように聞いております。私は詳しくは見ておりませんが、虫食いも結構あるのでしょうか。仏像なども指定文化財になっていくと、湿度管理など保存管理の面から、文化財として指定したからには何か働きかけていく必要があるのではないかなと思います。その点は、今後の課題として考えていただきたいと思いますので、意見としてお伝えします。

(石井委員)

細かいことですが、23ページの議案第3号の本文において、千手観音菩薩立像のふりがな表記が「せんじゅかんのんぼさつりつぞう」とありますが、提案理由や参考資料等では「せんじゅかんのんぼさつりゅうぞう」と表記されています。議案の一部になりますので、気をつけていただきたいと思います。

(生涯学習課長)

申し訳ございません。

(教育長)

「りゅうぞう」が正しい表記となります。

(教育長)

他に質疑がないようでしたら、議案第3号について賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第5 報告

報告第1号 令和8年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書について

(教育長)

報告第1号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長（教育総務課長）)

私の方から、令和8年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書について、ご説明させていただきます。

資料は、別冊1及び別冊2をご覧ください。

千葉県市町村教育委員会連絡協議会、千葉県都市教育長協議会及び千葉県市町村教育長協議会の連名により、令和8年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書が、千葉県教育委員会に提出されましたので報告するものでございます。

要望書の内容は、別冊1が要望書の内容。別冊2は昨年度の要望と比較した新旧対照表という形で送付されたものでございます。こちらが8月28日付けで県に対して要望されたものでございます。

内容については、資料をご覧くださいと思います。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

特に意見ではないのですが、要望書に記載されている内容について、わかりましたら教えていただきたいと思います。全部で4点あります。

別冊2の新旧対照表をご覧ください。27ページあるうちの3ページ目です。このページの令和8年度要望の(12)に、「中学校教員の乗入れ授業を支援するため」と記載があります。この、乗入れ授業とは、どういうものかというのが1点目です。

それから2点目は、10ページ目の令和8年度要望の(18)に、「学校事務の共同実施の本格化及び共同学校事務室の導入に伴う、人的加配を要望したい。」と記載がありますが、この共同学校事務室とは、どういうものなのか、袖ヶ浦市に関係があ

るものなのか、ないものなのかを教えてください。

それから3点目は、11ページ目の令和8年度要望の(26)に、「学びの多様化学校の設置にあたり、」と記載されていますが、この学びの多様化学校というのは、どういうものなのかということです。

最後が、21ページ目の令和8年度要望の「カ 各学校のスクールガード及びスクールガード・リーダーを整備するとともに、」と記載がありますが、これは7年度要望では「スクールガードのコーディネーターとしての」という表現がされていました。このスクールガードとスクールガード・リーダーの違いというのはどういうものなのか、以上4点について、もし分かれば教えてくださいと思います。

(教育部参事(学校教育課長))

実際私も、全ての正確な把握ができているかどうかは若干自信がないところですが、現状においての学校教育としての解釈としては、まず1点目の3ページ(12)の「中学校教員の乗入れ授業」というのは、小中一貫教育の充実の観点ということで、いわゆる小中学校の教員の行き来について、もう少しフレキシブルに対応するということに解釈しているところでございます。

例えば、加配教員の場合など、当然ながら小学校では小学校の免許がないと授業は行えませんが、中学校・小学校に加配枠として、双方に免許を持っている職員が入ることによって、連携をしやすくなるというようなニュアンスの意味合いであると解釈しております。

(教育長)

少し補足しますと、体育とか音楽とか美術の中学校免許を持っている人は、小学校免許を持っていなくても、取得している免許の教科であれば、その教科について中学校や小学校に行って授業を行えるというのが乗入れ教育の解釈です。

(石井委員)

小中一貫教育だから、片方の免許で双方の授業を行えるということでしょうか。

(教育長)

基本的には免許取得している教科しか教えられないのですが、中学校の体育免許を取得している先生は中学校の体育だけ教えられるところを、小学校の免許を持っていなくても小学校の体育も教えられることになります。音楽や美術の先生も同様です。

(教育部参事(学校教育課長))

次に、10ページの(18)「学校事務の共同実施の本格化及び共同学校事務室の導入に伴う、人的加配を要望したい。」という部分ですが、いわゆる学校事務を行う職員が、各学校に基本的には1人しか配置されていない事務職となります。その職員が行っている様々な事務について、共同で事務を行うことによって、ミスを減ら

し負担を軽減しようということで、国が音頭を取って県教育委員会で旗を振りながら今やっておるところです。

本市においても、蔵波中に加配で配置されている統括主任がおり、その主任のもと、市内12校を3つのグループに分けて時々集まり、書類の相互点検を行いながら、事務の軽減を図っていくという取り組みです。

実は、学校事務の共同実施が始まった当初から、この共同学校事務室という、もう少し核になるものを作り、事務職の中で、統括主任というような言い方をしたりしますが、管理職的な決裁をできる役職を設定して、より事務を独立化していくという構想があるようです。全国で実施している自治体があるか私も承知しておりません。今、申し上げた市内で行っている共同実施をさらに突き詰めて、この地域ですと君津4市を束ねる程度のもう少し大きなセクションで考えていくということが、構想されているものと思います。

しかし、青写真がしっかり描けないということもあり、また提案当初は、結果的に事務職を減らすことになるのではないかという懸念も出たりするなど、なかなか進まない経緯があると思います。言葉の概要としては、以上の説明になります。

(教育長)

規模の小さい学校が増えている背景もあり、各学校に事務職を一人配置しなくても良いのではないかという発想があったのではないのでしょうか。小中一貫、隣同士だったら事務職一人で両方の事務を行えるのではないかというところから共同実施が始まっているのですが、今は、統括主任を置いても事務職を減らしていない状況です。

(教育部参事(学校教育課長))

3点目、11ページの「学びの多様化学校」についてです。

いわゆる不登校対策として、学びの多様化学校というものの設置が認められてきております。不登校の児童生徒を受け入れて、その子に応じたカリキュラムを組んで教育を行うというものが、学びの多様化学校になります。

県内では流山市にあり、都内でもいくつかあるようです。このような学校の設置が認められるようになり、学区とは関係ない形で学校が設置されますので、教員不足が見込まれるということで要望されています。

(教育長)

フリースクールと学びの多様化学校の違いは何ですか。

(教育部参事(学校教育課長))

フリースクールは、いわゆる教育課程とは異なります。ただ、フリースクールに通っているお子さんで、例えば、元の学校長がフリースクールでの学習状況等を把握して、学習指導要領上の教育課程を経ていると判断すれば、出席として扱えますし、卒業証書を出すこともできるので、フリースクールに通う意味がないというもので

はございません。対して、学びの多様化学校は、明らかに学校として認められているところです。

最後に、21ページです。正直なところ、この言葉の概念を正確には分かっていないのですが、いわゆる何かしらの安全を担保する職員を学校に配置するというニュアンスだと受け取っているところで、正確なご説明ができなくて申し訳ございません。

(教育長)

スクールガードですので、子どもの安全を守る警備員のような方を指しています。袖ヶ浦でいえば、警察OBをスクールサポーターとして総合教育センターに配置しています。

ただ、スクールガードとスクールガード・リーダー、スクールガードコーディネーターと3つも単語が出てくると、この違いについての詳細は分かりません。

(教育部次長(教育総務課長))

船橋市の資料をそのまま読ませていただきますと、子どもの不審者被害を抑止することを目的に登下校の時間帯に子どもを見守るボランティア活動をスクールガードとしているということです。

それに伴って、専門的な知識を持つ方をスクールガード・リーダーとして、特に警察OBですとか防犯とかの専門家が、リーダーとしてボランティア活動の方々に助言や指導を行っていくというような取り組みと記載されています。

コーディネーターとして、という意味でスクールガード・リーダーとしているのではないのでしょうか。

(教育部参事(学校教育課長))

正直に申し上げまして、近隣市など身近では全く聞いていませんので、恐らく都心部から出されている要望ではないかと思われます。

(教育長)

この要望書は、各市町村から提出されてきますので、恐らく船橋市では設置しているので予算措置を要望されているのではないかと思います。

(高野委員)

この要望書というものは、各市町村から提出しているのもので、そのうち最重点要望が、多くの市町村で共通している問題ということで、No.1からNo.10までであるのかなと思います。

蔵波中学校の実情では、2年生の理科はタブレットの一斉指導になっており、子どもからは理科の授業がつまらないと聞いているので、ここに書いてあるように、理科の先生とか、講師が多い現状の中で、新規採用を進めていただきたいと保護者の観点から思います。現場でも、恐らくそういう意見が出ているのではないかなと

思います。

去年も、教員の配置の件など同じような要望がありましたが、この要望というのは、どのくらい叶えられるものなのでしょうか。

(教育長)

要望書には、3つの団体が記載されています。

千葉県市町村教育委員会連絡協議会というのは、千葉県中の全ての市町村が入っています。千葉県都市教育長協議会というのは、市のみで町と村は入っておりません。千葉県町村教育長協議会は町と村のみが入っています。

この3つの団体がありまして、袖ヶ浦市は千葉県都市教育長協議会と千葉県市町村教育委員会連絡協議会の2つに入っています。また、近隣の鋸南町であれば、千葉県町村教育長協議会と千葉県市町村教育委員会連絡協議会に入っているということです。

それぞれの団体が、県内の各自治体に要望事項を出してもらい、団体の役員が順番をつけて、会議で提案されます。今年の議論では、最重点と書いてあるのに、重点が多すぎではないかとか、優先順位の順番がおかしいのではないかと、そのような議論を行いながら「千葉県教育予算及び人事に関する要望書」を千葉県教育委員会に対して、役員が直接交渉することとなります。

千葉県都市教育長協議会は、今年から木更津市の廣部教育長が会長ですので、廣部教育長が代表として、副会長と事務局4～5名を連れて、数時間に及んで一つ一つの教育委員会に要望します。あくまでも要望書ですので、これを踏まえて、県教育委員会が様々な予算をつけたり、事業化をしたりという流れとなります。

要望事項としては、千葉県の教育長の集まりからの要望ですので、他にも校長会や教頭会、PTA連絡協議会など様々な団体などから要望があるわけですが、この要望の位置付けとしては、上位にあるのではないかと我々は思っております。叶えていただければ有り難いところです。

(高野委員)

そうですね。ちなみに千葉市は入らないですね。

(教育長)

千葉市は政令指定都市ですから、入っておりません。

(高野委員)

ありがとうございます。

日程第6 その他報告

(1) 令和7年第3回(8月招集)袖ヶ浦市議会報告について

(教育長)

その他報告(1)について事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

8月召集の袖ヶ浦市議会の報告をさせていただきます。資料は、別冊3、別冊4をご覧ください。

まず、令和6年度の決算について審議があり、袖ヶ浦市議会の承認をいただいたところでございます。

教育部分だけ簡単に申し上げますと、別冊3の1ページにあります。第10款教育費の令和6年度決算額は28億1,062万4,057円でございます。

3ページ目、一般会計歳出決算の推移でございますが、決算額は全体に占める割合は9.1%、昨年度比で-19.1%、6億6,289万6,000円の減です。令和5年度は蔵波小学校の増築工事、基金の積み立てがありまして、令和5年度と比較すると6億6,000万程度減となっております。

続きまして、別冊4をご覧ください。市議会の一般質問でございます。今回、9月議会では、5名の議員から教育費に関連する質問を受けたところでございます。

質問順2番の田丸有輝子議員から、子どもの防災についてということで、その中の(1)防災教育について、(2)ハザードマップの活用について質問がございました。

続きまして、4ページ目、質問順5番の高橋大志議員から、市民の命を守る取組についてということで、(1)災害時の海側地区、特に園児児童の避難場所について、また(2)なぜ指定避難所である市立公立小・中学校の体育館に未だ冷房が設置されていないのかという質問がございました。

5ページ目、質問順6番の木村淑子議員から、平和の大切さを次世代へ伝える取り組みについてということで、(2)市内の図書館や学校図書館を活用した平和学習について質問を受けております。

8ページ目、質問順8番の篠崎典之議員から、5 児童の生徒のいる世帯の負担軽減策についてということで、(1)子育て世帯への負担軽減支援策として小中学校の給食費完全無償化を実施しないかという質問がございました。

9ページ目、質問順9番の励波久子議員から、3 気候変動に対する対策についてということで、(2)小中学校の体育館のエアコン設置、(3)夏服を不要としポロシャツ程度で行わないかという質問を受けております。

10ページ目、質問順10の緒方妙子議員につきましては、2次質問の中でヤングケアラーに関しまして、教育に関する質問がございました。

9月議会の対応については以上でございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

別冊３の決算の内訳ですが、巷では、袖ケ浦市は前ほど裕福じゃないという話を耳にします。ですが、こうして見ると税収は上がっていて、人口も若干増えている中で、３ページを見ると、福祉関係だと思うのですが、民生費の割合が年々増加している中で、教育費を９％、校舎などの建設時には１１％の構成比率を持っているというのは、それだけ評価できる数字ではないかと思います。

他市と比較した場合、袖ケ浦市の教育に対する割合というものは、平均より高いのでしょうか。評価して良いものなののでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

まず、他市との教育費割合の比較ですが、手元に資料がないため、お話しできず、申し訳ございません。

ただ、以前から、袖ケ浦では教育についてお金をかけているところではございます。そのような中で、教育費の規模は３０億円程度で推移しているイメージがございます。

一方で、委員がおっしゃられたように、全体として市税収入等は増えているものの、扶助費ですとか、いわゆる借入金である起債の返済、また人件費などの固定費の割合が非常に多くなってきております。

袖ケ浦市の歳入の総額は増えておりますが、自由に使えるお金というのが非常に少なくなっているところでございます。この自由に使えるお金が少ない中で、例えば、道路を直したいとか、建物を直したいとか、かなり費用のかかることも宿題として残っており、自由に使えるお金の中でやりくりしている状況でございます。

教育費につきましても、実際に学校教育中で定例的にかかる様々な費用もございますが、そういった部分については引き続き予算の確保をしつつ、様々な教育事業について市独自の事業についても展開を続けてまいりたいと思います。

(高野委員)

教育費というのは投資という考え方ではないが、より良い学校環境を作ってほしいと思います。

今後も民生費が増加するなど大変だと思いますが、是非とも教育費の割合は最低でも現状以上にしていきたいと思います。予算の制限などがあるかと思いますが、できるだけ各学校からの要望を踏まえて、要望していただきたいと思います。

以上

※ 次の案件につきましては、袖ケ浦市教育委員会会議規則第１３条第１項第１号に該当するため、非公開となります。

・日程第４ 議案第１号